



# 信州リサイクル製品認定制度

信州リサイクル製品認定マーク

信州のシンボルともいえるアルプスと、円の形の矢印でリサイクルを表現しています。

## 1 目的

限りある資源の循環的な利用を促進し、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現に寄与します。

## 2 信州リサイクル製品普及拡大協議会

平成 26 年度までは県が認定等を行っていましたが、平成 27 年度からは民間団体と県が協力して設立した「信州リサイクル製品普及拡大協議会」が制度を運用しています。構成団体と県がお互いの強みやノウハウを活かして基準の策定や利用促進等に取り組むことにより、リサイクル製品の更なる普及拡大を目指します。

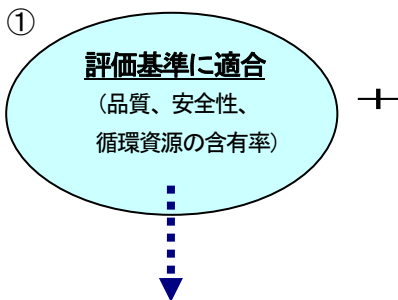
協議会構成団体

(50 音順)

一般社団法人長野県建設業協会
公益社団法人長野県建築士会
一般社団法人長野県建築士事務所協会
一般社団法人長野県産業環境保全協会
一般社団法人長野県資源循環保全協会
長野県

## 3 認定対象製品

(①から⑦に掲げる要件のいずれにも適合又は準拠する製品を認定します。)



- ② 県内の循環資源を利用し県内で製造された製品であること。(循環資源には県内の中間処理施設で選別後の有用物を含む。)
- ③ 廃棄物の排出抑制及び循環資源の利用の促進に具体的な効果が期待できること。
- ④ 環境負荷の低減に配慮された製品であること。
- ⑤ 生活環境への保全措置が講じられた事業所の製品であること。
- ⑥ 消費者とのコミュニケーションに配慮された事業所の製品であること。
- ⑦ 市場性があること。(販売済・6ヶ月以内販売確実)

### 【評価基準の概要】

区分	定義	品質等	安全性	循環資源の配合率
リサイクル製品	信州産のリサイクル製品で品質を一定に維持できる製品	JIS、JAS、エコマーク、建築工事標準仕様書、県土木工事共通仕様書等の基準に適合又は準拠	①特管廃棄物未使用 ②製品又は原料が土壌汚染対策法第5条に基づく指定基準以下、など	エコマーク商品認定基準、県の環境物品等の調達推進に関する基本方針等の含有率の基準を満足
リサイクル資材	上記のうち、県が発注する建設工事での調達を前提とした資材で <b>品目指定</b> あり	上記のほか、 ①個別評価基準の「品質等」に適合 ②「品質審査」適合工場で製造	上記のほか、 個別評価基準の「安全性」に適合	上記にかかわらず、 個別評価基準の「循環資源の含有率」を満足

再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材、再生コンクリート、コンクリート二次製品、舗装用ブロック、再生硬質塩化ビニル管、建設汚泥改良土、土木建築用プラスチック資材、再生材利用土木シート、型枠材、再生材利用タイル、木質ボード、再・未利用木材利用資材、弾性舗装用ブロック、運動場の土壌改良剤、木質系舗装材、吹込み用繊維質断熱材、再生砂(18品目)

## 4 認定によるメリット

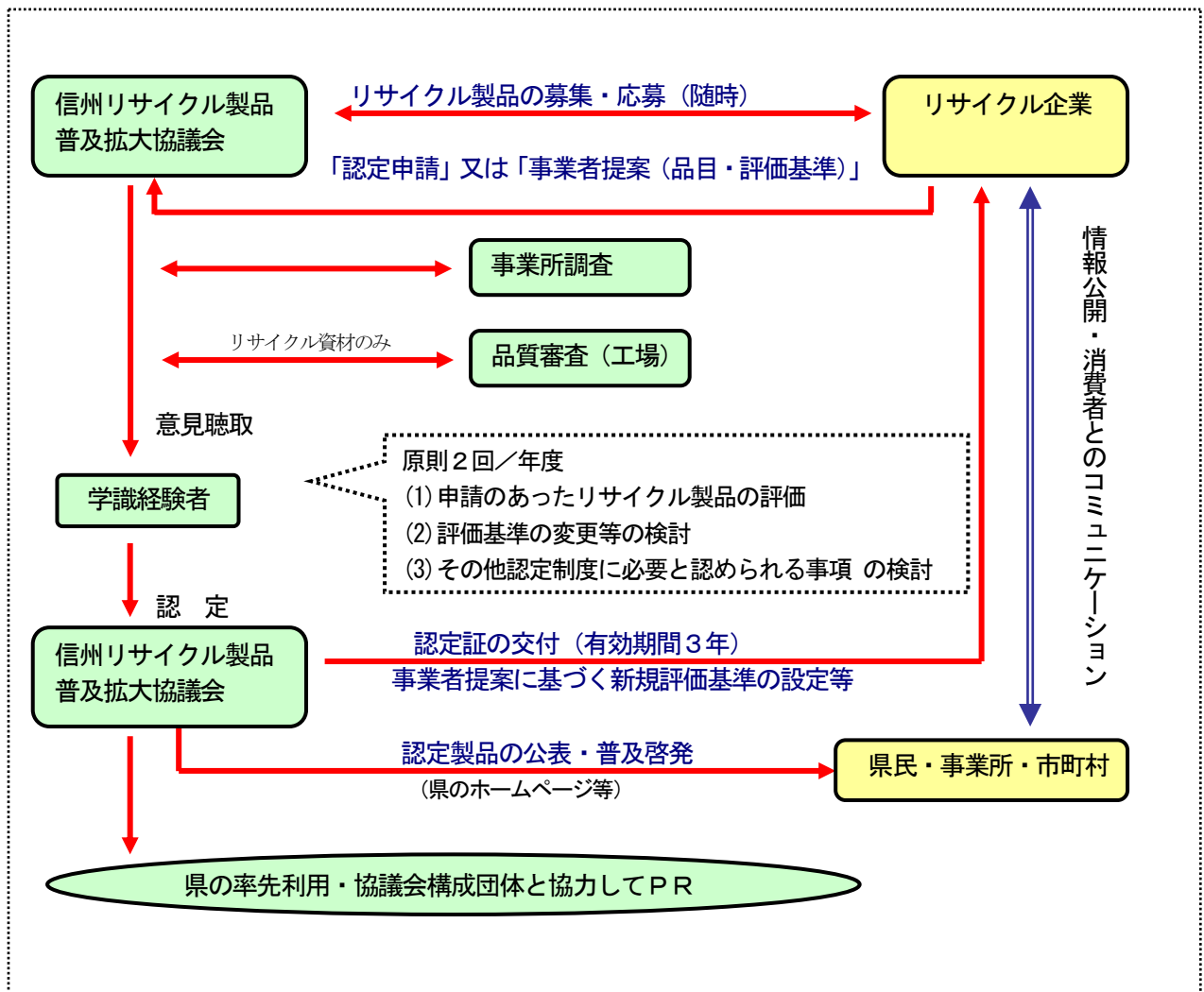
### 1) 県の率先利用・利用実績の公表

「信州リサイクル製品率先利用方針」を定め、県が発注する建設工事や事務用品等の購入にあたっては、県自らが率先して利用します。また、前年度の利用状況を県のホームページで公表します。

### 2) 県民・事業者・市町村に対する広報・PR活動の実施

認定製品に関する情報を県のホームページで紹介するほか、協議会を構成する民間団体と協力して製品のPRを行います。

## 5 認定までの流れ



## 6 認定実績 (令和6年4月1日現在)

77 製品 (リサイクル製品 : 9 製品、リサイクル資材 : 68 製品)

## 7 問い合わせ先

(信州リサイクル製品普及拡大協議会事務局)  
〒380-8570 (住所記載不要)  
長野県長野市南長野幅下692-2  
長野県環境部資源循環推進課資源化推進係  
電話 : 026-235-7181 (直通)  
ファクシミリ : 026-235-7259  
E-mail : junkan@pref.nagano.lg.jp